

大学院における社会人等の免許取得に資する 新教育課程の在り方について（中間まとめ）（案）

令和8年5月28日

中央教育審議会教員養成部会

大学院における社会人等の免許取得に資する新教育課程ワーキンググループ

大学院新教育課程等の概要（案）

I. 全体像

1. 大学院新教育課程の設計は、多様な社会人等が免許を取得するための既存の制度及び教職課程の見直しの方向性との整合性を踏まえて行う。

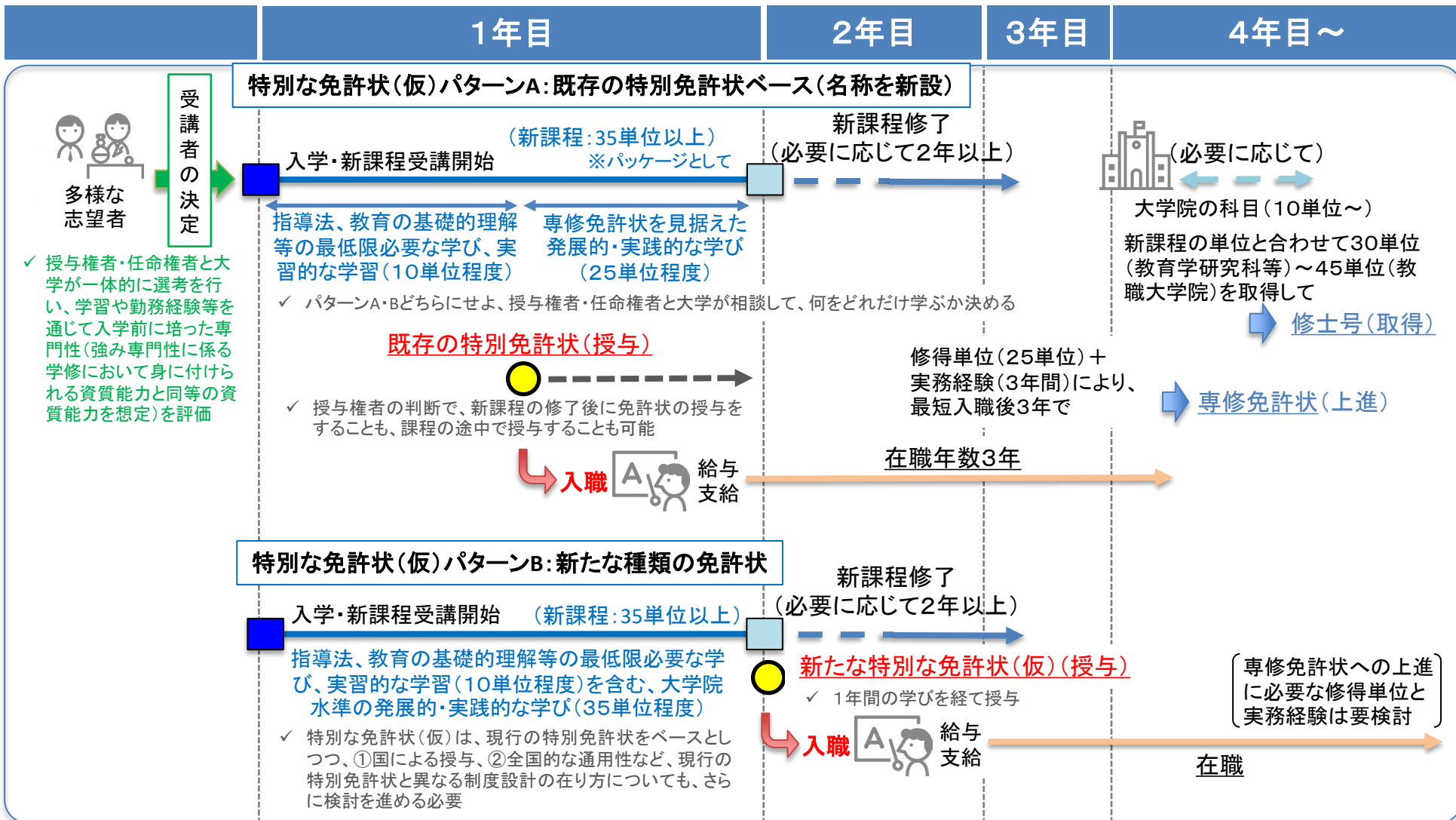
II. 大学院新教育課程について

1. 社会人等が大学院における新教育課程（以下、単に「新教育課程」という。）を修了することで、取得できる免許状は特別な免許状（仮）とし、当該新教育課程と勤務年数を組み合わせることで、専修免許状の取得も可能とする。
2. 新教育課程の設定は、全国的な教員免許の取得状況等を踏まえ決定する（イメージ：審議会等における答申等に基づき、必要な免許状の校種や科目等を決定する等）。当該決定に基づき公募を実施し、教育委員会等任用権者と大学の協議に基づく、大学の申請を踏まえ認定する（もしくは実施先大学を指定する）。
3. 当該新教育課程の設計に当たっては、開設主体である大学、任用権者、免許授与権者である都道府県教育委員会が協議し、協議内容に基づき申請を行う。
4. 当該新教育課程は、国からの公募に基づいて行われるプログラムである一方、修士号取得に係り入学前の既修得単位の認定ができることから、大学における直接養成と大学等において実施される講習の両方の性格を有するものとする。
5. 当該新教育課程において学修する学生は、科目等履修生とする。勤務経験のある者（社会人）に限定せず、既に大学院に在籍している学生も当該プログラムを学修することを許容する。
6. 当該新教育課程は、基本的に1年間とし、大学院において開設する。既存の開設科目を利用することも可能とする。開設主体は、教職大学院に限らず、教育学研究科等、幅広く主体となりうる。
7. 当該新教育課程を受講する者を決めるにあたっては、大学側がそのプロセスを行うとともに、任用権者が任用に係る選考も併せて実施し、当該新教育課程修了後（途中も可）採用される者を予め定めることとする。

大学院新教育課程等の概要（案）

8. 各大学が当該新教育課程の受講者を決定するにあたっては、授与権者・任用権者と大学が一体的に選考を行い、勤務経験等（学部段階での学修を含む）を通じて入学前に培った専門性（普通免許状取得において新たに位置づけられる「強み専門性」に係る学修において身に付けられる資質能力と同等の資質能力を想定）を受講者の決定プロセスを通じて確認する。
9. 当該新教育課程においては、全体として35単位程度の学修を必要とする。少なくとも①教科等の指導法、②教育及び児童生徒理解に係る科目を含めるとともに、これらは、現場での実習的な体験／学習も含まれること（中心とすること）とする。これらは、特別な免許状（仮）の授与の前に行われることを必要とする。
10. プログラムの設計については多様な在り方が許容され、以下の点については、大学側と教育委員会の協議に基づき、選択することを可能とする。
 - （1）特別な免許状（仮）を授与するタイミング（プログラム修了時、プログラムのうち一定の単位取得後）
 - （2）①教科等の指導法、②教育及び児童理解に係る科目の開設主体（学部か大学院か）
 - （3）特別な免許状（仮）授与後に学修する科目の内容
 - ・特別な免許状（仮）を、既存の特別免許状ベースで考える場合（パターンA）、専修免許状への上進に係る省令規定に基づくこととなり、①・②を授与前に学修している場合は、学修は不要
 - ・新たな特別な免許状（仮）で考える場合、授与後上進に必要な修得単位と勤務年数は要検討。
11. 当該新教育課程は、履修証明プログラムとした上で、職業実践力育成プログラム（BP）とし、教育訓練給付金の対象となるものとする。
12. 当該新教育課程を通じ、大学院で学修した科目の単位は、修士課程の単位としてカウントすることを可能とし、修士号の取得を可能とする。
13. 特別な免許状（仮）は、パターンA・Bが考えられるところ、①国による授与、②全国的な通用性など、現行の特別免許状と異なる制度設計の在り方についても、さらに検討を進める必要がある。特に、パターンBについては、
 - （1）新たな種類の免許状の取得をプログラムの目標とすることも許容する。
 - （2）対象校種として、中学校及び高等学校を念頭に置くが、特別な免許状（仮）の設計によっては、小学校も対象校種とすることを可能とする。
（パターンAの場合も、名称の新設等が必要）
14. 教職課程ワーキンググループにおける議論の状況も踏まえ、整合性が取れるよう詳細な設計を行う。

大学院新教育課程 受講パターンの例



(参考) 現行制度

- 中・高等学校免許の場合の専修免許状への上進の要件 (免許法別表第三)

一種免許状 → 専修免許状 最低在職年数: 3年 最低修得単位数: 15

特別免許状 → 専修免許状 最低在職年数: 3年 最低修得単位数: 25
- 一種免許状及び二種免許状への上進に当たっては、最低在職年数を超える在職年数ごとに5単位分修得を減ずる逓減措置が設けられている(最低10単位分の習得は必須) (免許法別表第三)

Ⅲ. その他多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方について

以下の点について、新教育課程及び教職課程全体の見直しの方向性ととともに検討を行う。

1. 教職特別課程について、
 - (1) 教職特別課程で学修するための前提となっている、教科に関する科目の取得については、新教育課程と並びを取った見直しを行うこと
 - (2) 1年の課程としているところ、1年を超えることも可能とすること(BPの対象とすること)
 - (3) 対象となる校種を、幼稚園や小学校にも拡大すること
2. 対人関係職としての教師を念頭に置いた場合に、通信制における学習の在り方や教員資格認定試験の在り方についても検討を行う。
3. 大学内や大学間の連携だけでなく、通信制と通学制とのパッケージ化・連携を図ること(教職課程上)
4. 教職大学院について、学部段階での単位修得の負荷を踏まえた、制度の見直しを行うこと
5. 小学校における専科指導がより行えるよう、普通免許状において、小学校の専科免許を認めること